



RI 第2610地区

東となみロータリークラブ会報

2013-2014 年度 No. 4 1

事務局 〒939-1635 富山県南砺市福光 7336-4 福光会館 3F

ふくみつ光房内 TEL 0763-53-1333 F A X 0763-53-1334、

inashorc@athena.ocn.ne.jp

2013-2014 年度 会長 水島政光、幹事 三角信行

2013-2014 年度 RI テーマ



「ロータリーを実践し
みんなに豊かな人生を」
(ロン D. パートン会長)

例 会 記 録

第1718回例会

平成26年4月23日(水) よいとこ井波

1. 点 鐘：会長
2. ソング：それでこそロータリー
3. ゲスト：塚八栄治氏(養護老人ホーム楽寿荘施設長)
4. 協賛金贈呈：水島会長より、「南砺の山々を守る植樹祭」事務局、河合耕一会員へ

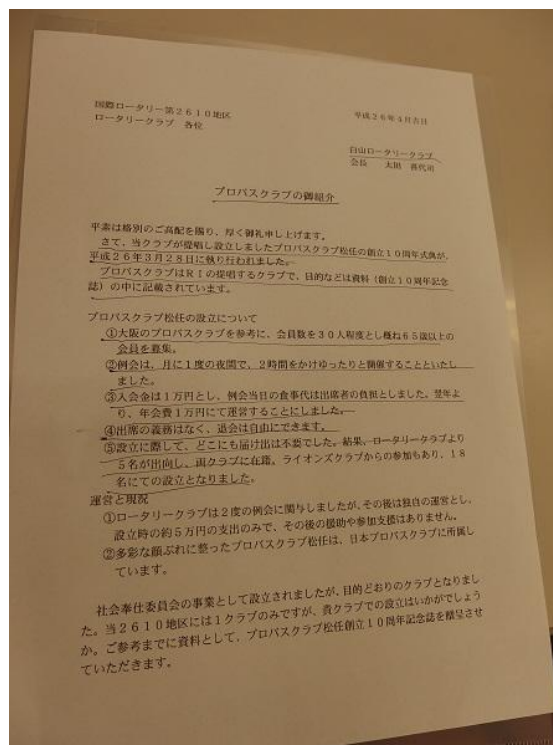


5. 会長の時間：先週の良い歯の日キャンペーン、お疲れ様でした。(その他、会長の声がマイクから遠く、聞き取れませんでした、悪しからず)
6. 幹事報告①「良い歯の日キャンペーン」参加に感謝致します。②4月29日「南砺の山々を守る植樹祭」午前11時、オムサンタの森です。ご都合つく方は是非ご参加ください。③次回4月30日は休会します。④(回覧)白山 RC から、プロバスクラブのご紹介が来

ております。⑤例会変更は事務局に確認してください。

⑥例会後、理事会開催します。

7. 委員会報告：①河合君より南砺の山々を守ろう募金ありがとうございました。今年は参加者に庄川クルーズ、法林寺温泉割引券があります。②山本武夫君より4月18日10時より良い歯のキャンペーンをマーシ園で行います。今年はフッ化物洗口の体験を行います。③出席委員会：19名中14名出席：73.68%



(回覧資料)プロバスクラブとは…。

8. ニコニコBOX(SAA : 本日 6 名)

水島会長 : 良い歯の日キャンペーン、参加の皆さんご苦労様でした。4月29日南砺の山々、例年のごとく、祭準備で参加出来ません。河合さんごめんなさい。

齋藤会員 : リンゴの花が咲き始めました。田植えも順調に進んでいます。今年は有難い天候で助かっています。おまけに今日は家内の誕生日です。

河合会員 : 南砺の山々を守る植樹祭 10 回目を迎えることができます。協賛金有難うございます。先日、富山県第 1 回健康マージャン大会、432 人中 189 位、団体戦 58 チーム中 9 位でした。

助田会員 : 久しぶりに卓話の時間を頂きまして、有難うございます。本日は楽寿荘施設長の塚八氏のお話を聞くことになりました。ご多忙の中有難うございました。

山本武夫会員 : 先日「良い歯の日キャンペーン」有難うございました。富山新聞、北日本新聞が取材に応じてくれ、少しはフッ化物の溶液でうがいをする PR ができたと思っています。

中島会員 : しばらくお天気が続きそうですが、29 日の植樹祭の天気が心配です。



本日の花 : レンギョウ、白山吹、シャクナゲ : 河合会員提供

卓話 「老人福祉施設制度」

養護老人ホーム楽寿荘施設長 塚八栄治 氏
(紹介者 助田幸雄君)



助田会員(紹介者)

助田会員(紹介者) : 老人福祉施設養護老人ホームの楽寿荘施設長、塚八氏に急をお願いしまして、卓話を頂きます。宜しくお願いします。



楽寿荘施設長 塚八氏

塚八氏 : 楽寿荘は、老人福祉施設の種類の、養護老人ホームで、身体上又は精神上又は環境上の理由、及び経済的理由により居宅での生活が困難な 65 歳以上の自立した高齢者が入所して、養護を受ける施設です。設置主体は、砺波地方介護保険組合(構成市 : 南砺市・砺波市・小矢部市)で、昭和 41 年に近隣 12 町村で砺波地方老人福祉施設組合を設立し 10 月に開設、平成 20 年 4 月に砺波地方介護保険組合へ統合されました。定員 50 名で、他に短期入所 2 名です。

(この後、施設利用者をチューリップフェア会場に送迎する、バス運転ということで、早めに終了された)

老人福祉施設制度

老人福祉施設の設置
都道府県、市町村、地方公共団体、地方独立行政法人、社会福祉法人等都道府県知事の認可を受けた者

老人福祉施設の種類

老人福祉法第5条の3の規定に基づく老人福祉施設

・特別養護老人ホーム
65歳以上の高齢者で、身体上又は精神上の著しい障害（要介護認定1以上）があるため、常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な者に、日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設。指定介護老人福祉施設。
・看護老人ホーム
身体上又は精神上又は環境上の理由、及び経済的理由により居宅での生活が困難な65歳以上の自立した高齢者が入所して、看護を受ける施設。
・軽費老人ホーム
家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜をする施設。食事サービスがあるA型と自炊のB型及びケアハウスの三種類がある。
・ケアハウス
軽費老人ホームの一種で、60歳以上の者（夫婦の場合一方が60歳以上）で、かつ身体機能の低下または独立して生活するには不安な者で、家族による援助を受けることが困難な状態にある者。
・ホムステイサービスセンター
日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法や生活等に関する生活等に関する相談及び助言、健康診査等のサービスを日帰り提供する施設。介護保険制度上では指定通所介護事業所といえます。
・老人短期入所施設
心身の状況や、家族の病状・冠婚葬祭、出張等のため、又は家族の心身の負担軽減を図るために、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者が短期間入所し、介護や日常生活上の支援をする施設。
・老人福祉センター
無料又は低額な料金で、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。
・老人介護支援センター
老人福祉に関する専門的な情報提供、相談、指導や、居宅介護を受ける高齢者とその養護者などと老人福祉事業者との連絡調整、その他援助を総合的に行うことを目的とする施設。

その他の施設
介護老人保健施設
病状や障害の症状が安定して入院や加療の必要はないものの、家庭で過ごすには少し不安な心身の状態の方に、リハビリを中心とする医療的ケアと日常的な看護・介護サービスを提供することにより、家庭復帰を図ることを目的とした施設。
入所できる者：介護認定されたもので要介護1～5

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
要介護者であって認知症により家庭での生活が困難になった方が、9人程度を単位として介護を行う職員と共同生活を営む住居。
家庭的で落ち着いた環境のもとで、食事の支度や掃除、洗濯などを利用者として介護職員が共同で行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする施設。

有料老人ホーム

老人を入居させ、食事、入浴等日常生活に必要な便宜を行う施設であるが、厚生労働省令定める施設以外の施設。
その他 シニア住宅、高齢者向け有料賃貸住宅、シルバーハウジング、シルバーマンションなどの呼称で、厚生労働省以外の省庁の住宅政策事業や民間のものなどがある。

介護保険制度

介護保険法は、平成9年12月法律第123号で制定され、平成12年4月から施行となり保険給付が始まっている。
従来の高齢者介護は、老人福祉と老人保健医療の異なる二つの体系の下で行われていたため、利用手続きや費用負担において不均衡があったほか、(1)老人福祉については、行政がサービスの種類や提供機関を決めるため、利用者がサービスを選択することができない、(2)保健医療サービスについては、一般病院への長期入院（いわゆる社会的入院）など、医療資源の非効率な利用を招いている、などの問題があった。

両制度を再編成し、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保障方式により、社会全体で介護を支える新たな仕組みを創設し、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが利用者の選択により総合的に利用できる体制が構築された。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

介護保険の保険者（運営主体）は、原則として市町村および特別区（以下「市町村」とする）であるが、小規模保険者の運営の安定化、効率化を図る観点から、複数の市町村が地方自治体に定める広域連合または一部事務組合を設け、個々の市町村にかかわって保険者となることができる。

被保険者は、市町村の住民のうち40歳以上の者であるが、保険給付の範囲、保険料算定の考え方や徴収方法の違いにより、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者である第2号被保険者に区分されている。

○新潟地方介護保険組合

新潟地方介護保険組合は、新潟市、小矢部市、南砺市の3市による広域組合（一部事務組合）として、平成12年度より介護保険事業を実施しています。
また、平成20年4月からは養護老人ホーム楽寿荘の運営が加わりました。

介護保険事業等を広域で運営するメリットとして、次のことが挙げられます。

●保険料の平準化

隣接する構成市の間で保険料の不均衡がなくなります。

●広域的なサービス基盤の整備

構成市の間で、「居宅サービス」や「施設サービス」を計画的に整備することができ、求められるサービス量が確保できます。

●保険財政の安定化

要介護者が増えても、広域化により事業規模を大きくすることで、より安定的な運営が可能になります。

●事務処理経費の軽減（共通的な事務処理を一元化することで、経費が軽減されます。）

○養護老人ホーム 楽寿荘の概要

設置主体 新潟地方介護保険組合（構成市：南砺市・新潟市・小矢部市）
設 立 昭和41年に近隣12市町村で新潟地方老人福祉施設組合を設立し10月に開設
平成20年4月に新潟地方介護保険組合へ統合

建 物 鉄筋コンクリート造 2階建
定 員 50名 他に短期入所用2名 全室個室（洋室46室、和室6室）
職 員 15名

新潟ブロックにおける老人福祉施設

種 類	施 設 名	定 員	所 在 地
特養	や な ぜ 苑	80	新潟市柳瀬3
特養	新潟ふれあいの杜	80	新潟市神島756-1
特養	清 美 園	80	小矢部市法美寺1800-1
特養	はっとはうす千羽	80	小矢部市浅地121
特養	き ら ら	80	南砺市理休247-1
特養	い な み	80	南砺市井波1310-1
特養	福 寿 園	105	南砺市松原678-1
特養	やすらぎ荘	100	南砺市梅野2007
ケア	ケアハウスおやべ	80	小矢部市鷺島70-1
ケア	ケアハウス城端うらら	50	南砺市理休270

●新潟地区

種別	施設名	定員	施設長名	施設所在地	TEL(主線)・FAX(主線)	付 記
養護	楽 寿 荘	50	塚 八 栄 治	〒952-0211 新潟市市道2200	0763-82-2003 0763-82-5819	
特養	や な ぜ 苑	80	栗 田 豊 朗	〒959-1313 新潟市柳瀬3	0763-32-3050 0763-32-6543	
特養	新潟ふれあいの杜	80	濱 崎 浩 至	〒959-1337 新潟市神島756-1	0763-32-0807 0763-33-0832	
特養	清 美 園	80	福 田 隆 雄	〒952-0027 小矢部市法美寺1800-1	0766-67-6664 0766-67-6884	
特養	はっとはうす千羽	80	松 本 信 明	〒952-0122 小矢部市浅地121	0766-61-8310 0766-61-8311	
特養	き ら ら	80	得 能 和 子	〒959-1811 南砺市理休247-1	0763-62-2253 0763-62-0084	
特養	い な み	80	原 幸 夫	〒952-0214 南砺市井波1310-1	0763-82-7040 0763-82-7022	
特養	福 寿 園	142	下 田 正 佳	〒959-1518 南砺市松原678-1	0763-22-3556 0763-22-7539	
特養	やすらぎ荘	100	清 嶋 欣 治	〒959-1744 南砺市天南1570	0763-52-6166 0763-52-6159	
ケア	ケアハウスおやべ	80	梶 屋 賢 治	〒952-0821 小矢部市鷺島70-1	0766-67-7570 0766-67-7570	
ケア	ケアハウス城端うらら	50	山 畔 勝 博	〒959-1811 南砺市理休270	0763-62-8111 0763-62-8160	

●新潟地区

施設名	センター長名	施設所在地	(主線)TEL/(主線)FAX
やなざきデイサービスセンター (やなざき)	今 井 弘 子	〒959-1313 柳、柳瀬3	0763-32-3050 0763-32-6543
新潟ふれあいの杜デイサービスセンター (新潟ふれあいの杜)	濱 崎 浩 至	〒959-1337 柳、神島756-1	0763-33-0807 0763-33-0832
清美園デイサービスセンター (清美園)	福 田 隆 雄	〒952-0027 小、法美寺1800-1	0766-68-3150 0766-68-3150
はっとはうす千羽デイサービスセンター (はっとはうす千羽)	松 本 信 明	〒952-0122 小、浅地121	0766-61-8355 0766-61-8551
きららデイサービスセンター (きらら)	得 能 和 子	〒959-1811 南、理休247-1	0763-62-2651 0763-62-0084
デイサービスセンターいなみ (いなみ)	原 幸 夫	〒952-0214 南、井波1310-1	0763-82-7030 0763-82-7043
堀川デイサービスセンター (堀川)	下 田 正 佳	〒959-1531 南、松林92-1	0763-22-6542 0763-22-6545
福野デイサービスセンター (福野)	下 田 正 佳	〒959-1518 南、松林930-2	0763-22-1060 0763-22-1051
やすらぎ荘デイサービスセンター (やすらぎ荘)	清 嶋 欣 治	〒959-1744 南、天南1570	0763-52-7206 0763-52-7207
よく満デイサービスセンター (よく満)	清 嶋 欣 治	〒959-1662 南、市街1045	0763-53-0555 0763-53-1131
デイサービスセンターうらら (城端うらら)	山 畔 勝 博	〒959-1811 南、理休270	0763-62-8112 0763-62-8160
新潟市庄東デイサービスセンター (庄東社会)	平 田 尚 美	〒959-1438 南、庄東1257	0763-57-2161 0763-57-1526
新潟市南陽デイサービスセンター (南陽社会)	福田 一 美	〒959-1333 柳、市道824-1	0763-32-7295 0763-32-7296
小矢部市デイサービスセンター (小矢部市街)	森 下 博 幸	〒952-0821 小、鷺島15	0766-67-8613 0766-67-4896
ケアポート庄田デイサービスセンター (ケアポート庄田)	清 水 秀 子	〒952-0305 柳、庄田川原字黒岩38-1	0763-82-6871 0763-82-4192
南砺市平高野生活福祉センター (平高)	荒 井 聡	〒959-1802 南、大田島100	0763-66-2866 0763-66-2867
南砺市利賀デイサービスセンター (利賀村)	津 田 美 樹	〒959-2511 南、利賀村百瀬川313	0763-68-2316 0763-68-2866
南砺市井口デイサービスセンター (城端町)	井 澤 秋 夫	〒959-1874 南、松原1010	0763-64-8801 0763-64-8804
新潟市北部デイサービスセンター (新潟市)	高 島 澄 子	〒959-1345 柳、市街1202	0763-33-3082 0763-33-3182
新潟市上平デイサービスセンター (南砺市)	荒 井 聡	〒959-1868 南、上平町島1112	0763-67-3003 0763-67-3002